

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「創立50周年記念会員交流会」のご案内 ◆「カップリングパーティー」のご案内
- ◆「花いっぱい運動」のご案内 ◆福岡県警察からのお願い

●本部等の行事

月	日	曜	内 容		
5	29	水	創立50周年記念講演	14:00 ~ 15:30	於: ソラリア西鉄ホテル
			第8回通常総会	16:00 ~ 17:30	於: ソラリア西鉄ホテル
			創立50周年記念式典	18:00 ~ 18:30	於: ソラリア西鉄ホテル
			創立50周年記念会員交流会	18:40 ~ 20:00	於: ソラリア西鉄ホテル

●支部の行事

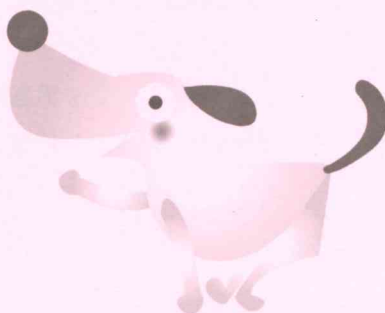
月	日	曜	内 容		
毎月1回			大濠公園防犯パトロール（大濠支部）	19:00 ~ 19:45	於: 大 濠 公 園
毎月1回			青少年対策パトロール（天神第3支部）	16:00 ~ 16:45	於: 天神地区（3丁目）

●青年部会の行事

月	日	曜	内 容		
5	8	水	役員会	11:00 ~ 12:00	於: 事務局会議室

●女性部会の行事

月	日	曜	内 容		
未定			役員会	11:00 ~ 12:00	於: 事務局会議室
5	17	金	第8回定時総会	11:00 ~ 13:00	於: 西鉄グランドホテル



(I) 税務カレンダー

5月の税務カレンダー

- 5月10日 ●4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 5月15日 ●特別農業所得者の承認申請
- 5月31日 ●個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
 - 3月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
 - 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
 - 9月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
 - 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
 - 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（1月決算法人は2か月分、個人事業者は3か月分）〈消費税・地方消費税〉
 - 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付
 - 自動車税の納付（5月中において都道府県の条例で定める日）
 - 鉦区税の納付（5月中において都道府県の条例で定める日）

(II) 知らないと損する税情報

税 理 士 堤 一 博

中小企業者等の「所得拡大促進税制」の改正

相当数の法人が3月決算のためでしょうか、最近、「所得拡大促進税制」についてのお尋ねが増えていきますので、同制度の平成30年度改正後の制度内容を再度お話しさせていただきます。

ご承知のように、この制度は、賃上げに積極的に取り組む企業に対する税制上の支援措置（法人税額からの控除）です。

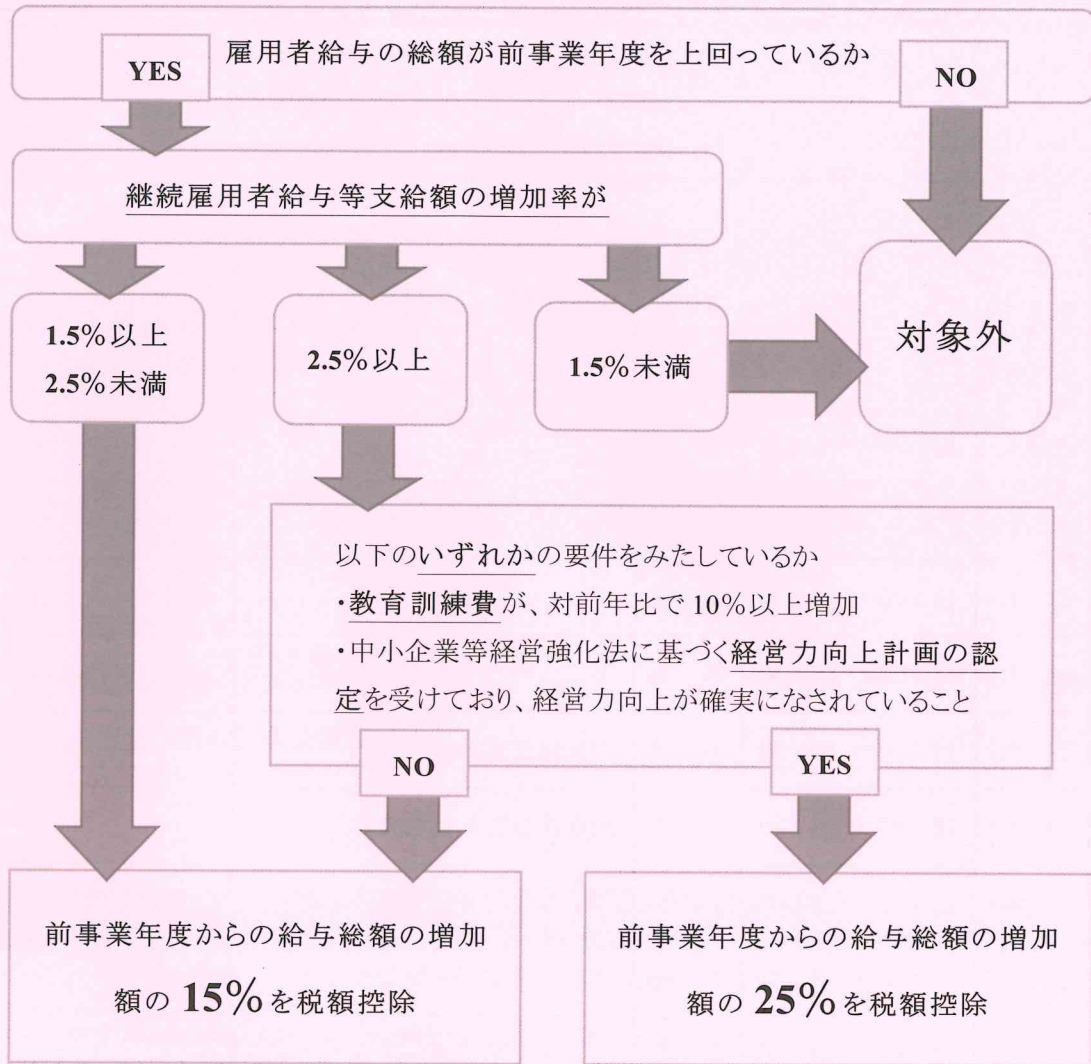
平成30年改正で、従来の適用要件及び控除税額の算定方法の見直しが行われて、より簡便な方法となっています。

中小企業者等が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、一定の要件を満たすときには、その事業年度の所得に対する法人税の額につき特別控除を行うことができます（措法42の12の5②）。

一定の要件を簡略にしたものが、下記のフローチャートです。



中小企業向け所得拡大促進税制の適用要件（経済産業省のパフレットを一部修正）



ここで用いられている用語は、以下のとおりです。

継続雇用者	前事業年度の期首から適用年度の期末までの期間のすべての月分の給与等の支給を受けて、 <u>雇用保険の一般被保険者</u> であった者（高齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象者を除く）
継続雇用者給与等支給額	継続雇用者に対するその <u>適用年度</u> の給与等の支給額
継続雇用者 <u>比較</u> 給与等支給額	継続雇用者に対する <u>前事業年度</u> の給与等の支給額

また、25%の税額控除の上乗せを受けるには、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定ではハードルが高いので「教育訓練費」の増加額を検討してみてください。

なお、「教育訓練費」とは、「国内雇用者の職務に必要な技術または知識を習得させ、または向上させるために支出する費用」をいい（措法42の12の5③十、措令27の12の5⑱、措規20の10③④⑤）、教育訓練の講師謝金、外部専門家への訓練計画等作成の委託費、教育訓練の施設等の借上費用、あるいは、教育訓練への授業料・受講料などが該当します。

ただし、この「中小企業者等税額控除」の適用を受ける場合には、① 設立初年度には適用することはできず、② 適用年度の法人税額の20%を限度とし、③ 他の法人税法上の税額控除との適用ではこの制度が優先され、④ 明細書を申告書に添付することが条件となっていますので、ご注意ください。

前年度に比較して利用しやすい税額控除となっていますし、その節税効果も決して低くはありませんので、是非とも適用の可能性をご検討ください。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時 間	主 催	行 事	会 場
3		8(金)	16:00～18:00	青年部	経営セミナー	クアンティック
		25(月)	13:30～16:00	本 部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
4		4(木)	9:30～16:00	本 部	新社会人セミナー	天神ビル
		22(月)	10:30～16:30	本 部	パソコン講座 (ワード初級コース)	サンセルコビル7F
		23(火)	〃	〃	〃	〃
		25(木)	10:30～16:30	本 部	パソコン講座 (エクセル初級コース)	サンセルコビル7F
		26(金)	〃	〃	〃	〃
5		23(木)	13:00～15:30	本 部	花いっぱい運動	舞鶴地区大正通り37花壇
		29(水)	14:00～15:30	本 部	福岡中部法人会創立50周年記念講演	ソラリア西鉄ホテル
		29(水)	16:00～17:30	本 部	第8回通常総会	〃
		29(水)	18:00～18:30	本 部	創立50周年記念式典	〃
		29(水)	18:40～20:00	本 部	創立50周年記念会員交流会	〃
6		20(木)	14:00～16:30	本 部	リスクマネジメントセミナー	
		21(金)	14:00～16:30	本 部	リスクマネジメントセミナー	
		28(金)	19:00～22:00	青年部	カップリングパーティー	クアンティック
7			本 部	パソコン講座(中級コース)	サンセルコビル2F	
8				本 部	新設法人説明会	
				本 部	経営セミナー	
				本 部	改正税法説明会	
9			13:00～15:30	本 部	花いっぱい運動	舞鶴地区大正通り37花壇
			13:30～16:00	本 部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
				本 部	パソコン講座(中級コース)	サンセルコビル2F
10						
11				本 部	税を考える週間行事	ホテルニューオータニ博多
		15(金)		本 部	五法人共催講演会	ソラリア西鉄ホテル

※ 日時、会場が空白のところは未定です。